

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第89号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年3月24日 23時20分ごろ	
発生場所	兵庫県高砂市東播磨港高砂西港 東播磨港高砂西港西防波堤灯台から真方位028°700m付近 (概位 北緯34°44.8′ 東経134°47.3′)	
事故等調査の経過	平成23年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 第十一<sup>すみ</sup>寿美丸、97.34トン 106908、個人所有</p> <p>B 台船 <sup>そうわ</sup>双和22号、約60m</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ翼先端に曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、無人で空倉のB船をえい航し、船首約1.60m、船尾約2.90mの喫水で東播磨港高砂西港の岸壁に着岸作業中、平成23年3月24日23時20分ごろ、浅所に乗り揚げた。 船長は、岸壁付近の水深を確認していなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、東播磨港高砂西港の岸壁に着岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認していなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、東播磨港高砂西港の岸壁に着岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認していなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	